

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
魚津市	経田地区 (江口、西尾崎、平伝寺、持光寺、岡経田、浜経田、経田西町、経田中町、東町、寿町、天王、立石、新経田)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	97.01 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の耕作面積の合計	58.26 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	36.39 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.32 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19.07 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.33 ha
⑤-1 当該地区の受け手の耕作面積(現状経営面積)	42.25 ha
⑤-2 当該地区の受け手の経営体数	15経営体
⑥-1 当該地区の近い将来の出し手の耕作面積(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	29.31 ha
⑥-2 当該地区の近い将来の出し手の農業者数(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	35人
⑦ ⑤-1+⑥-1	71.56 ha
⑧ ⑦/①	73.77%
(備考)	

注1: ③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

経田地区の耕地面積97.01haのうち、認定農業者等、地域の中心経営体となる農業者の耕作面積は42.25haとなっており、集積率は43.55%となっている。

地域内に拠点を持つ認定農業者は2経営体あるが、他地域から入作している認定農業者も2経営体ある。しかし、**集落営農組織等がないことから、現状では担い手はあるものの十分ではないものと思われる。**

また、**経田地区の一部は農用地区域外**となっており、当該地区は宅地化が進んでいるものの、人口流出により農地所有者が地区外に居住していることも多く**耕作放棄地が増えている**状況にある。

こうしたことから、引き続き、地域農業の中心経営体に**農地中間管理機構**を活用して、**農地の集積・集約化を進めるとともに**、農地所有者の農地の利用意向を十分把握し、富山県農地中間管理機構へのあっせん、新たな受け手への貸付け等マッチングを積極的に進め**耕作放棄地の解消に取り組む必要がある。**

また、新たな受け手の促進のため、**集落営農組織の設立等**や**他地域と共同した基盤整備の実施**について検討していく必要がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

(江口)

江口地区の耕地面積は23.47ha。うち、26.67%にあたる6.26haを《個人名等のため非公開》が耕作している。引き続き地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手確保のため、新たな受け手の受け入れの促進と集落内の営農組織の設立の是非について検討する必要がある。

(西尾崎)

西尾崎地区の耕地面積は7.90ha。うち、40.00%にあたる3.16haを《個人名等のため非公開》が耕作している。引き続き地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手確保のため、新たな受け手の受け入れの促進と集落内の営農組織の設立の是非について検討する必要がある。

(平伝寺)

平伝寺地区の耕地面積は7.66ha。うち、53.92%にあたる4.13haを《個人名等のため非公開》が耕作している。引き続き地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手確保のため、新たな受け手の受け入れの促進と集落内の営農組織の設立について検討する必要がある。

また、同地区は農用地区域外であることから近年宅地化が進んでいる。今後、離農する農業者も増えるものと思われることから農地所有者の農地の利用意向を十分把握し、富山県農地中間管理機構へのあっせん、新たな受け手への貸付け等マッチングを積極的を進め耕作放棄地の発生防止に取り組む必要がある。

(持光寺)

持光寺地区の耕地面積は12.88ha。うち、52.02%にあたる6.70haを《個人名等のため非公開》が耕作している。引き続き地域の認定農業者等を地区の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手確保のため、新たな受け手の受け入れの促進と集落内の営農組織の設立の是非について検討する必要がある。

(岡経田)

岡経田地区の耕地面積は0.66ha。地域の担い手等となり得る認定農業者等は同地で耕作していない。こうしたことから、担い手確保のため、新たな受け手の受け入れの促進と集落内の営農組織の設立の是非について検討する。

また、地区をまたいだ基盤整備の実施について検討する必要がある。

(浜経田)

浜経田地区の耕地面積は8.56ha。うち、19.28%にあたる1.65haを《個人名等のため非公開》が耕作している。引き続き地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手確保のため、新たな受け手の受け入れの促進と集落内の営農組織の設立の是非について検討する必要がある。

また、同地区は農用地区域外であることから近年宅地化が進んでいる。離農後、地区外に居住し耕作放棄地となっている農地が点在している。

今後もさらに離農する農業者も増えるものと思われることから農地所有者の農地の利用意向を十分把握し、富山県農地中間管理機構へのあっせん、新たな受け手への貸付け等マッチングを積極的を進め耕作放棄地の解消に取り組む必要がある。

(経田西町)

経田西町地区の耕地面積は12.20ha。うち、63.44%にあたる7.74haを「**個人名等のため非公開**」が耕作している。**引き続き地区の農業の中心経営体と位置づけ、農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手確保のため、新たな受け手の受け入れの促進と集落内の営農組織の設立について検討**する必要がある。
また、**地域をまたいだ基盤整備の実施について検討**する必要がある。

(経田中町・新経田)

経田中町の耕地面積は0.54ha。新経田地区の耕地面積は0.45ha。いずれの地区も地域の中心経営体となる認定農業者等の担い手は耕作していない。
当該地区は経田地域の中心部にあたり、農用地区域外となっている。宅地開発が進み、農地も点在していることから、新たな入作者を促進するのは困難であることから、農地所有者の意向を確認しながら**農地を農地として利用している間は、耕作又は保安全管理に努めることとする。**

(東町)

東町の耕地面積は6.06ha。うち、38.45%にあたる2.33haを「**個人名等のため非公開**」が耕作している。**引き続き地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を促進する。**
一方、同地は農用地区域外となっている。農地も点在していることから、新たな入作者を促進するのは困難であるため、農地所有者の意向を確認しつつ、**農地を農地として利用している間は、耕作又は保安全管理に努めることとする。**

(寿町)

寿町地区の耕地面積は2.85ha。うち、24.91%にあたる0.71haを「**個人名等のため非公開**」が耕作している。**引き続き地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を促進する。**
一方、同地は農用地区域外となっている。農地も点在していることから、新たな入作者を促進するのは困難であることから、農地所有者の意向を確認しつつ**農地を農地として利用している間は、耕作又は保安全管理に努めることとする。**

(天王)

天王地区の耕地面積は4.70ha。うち、80.43%にあたる3.78haを「**個人名等のため非公開**」が耕作している。**引き続き地区の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を維持・促進する。**
また、農地の更なる最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながら**スマート農業の導入の是非についても検討**する。

(立石)

立石地区の耕地面積は9.08ha。うち、63.77%にあたる5.79haを「**個人名等のため非公開**」が耕作している。**引き続き地区の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を維持・促進する。**
また、農地の更なる最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながら**スマート農業の導入の是非についても検討**する。

注1: 中心経営体への農地の集積化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	5.21 ha	主穀作 (水稻ほか)	6.21 ha	江口、西尾崎、立石
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	11.55 ha	主穀作 (水稻ほか)	11.88 ha	江口、西尾崎、持光寺、平伝寺、浜経田、天王、東町、寿町
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.93 ha	主穀作 (水稻ほか)	1.43 ha	立石
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	2.59 ha	主穀作 (水稻ほか)	3.59 ha	西尾崎、持光寺
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	5.01 ha	主穀作 (水稻ほか)	6.01 ha	江口、西尾崎、平伝寺、持光寺、浜経田、経田西町、寿町、天王
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	2.86 ha	主穀作 (水稻ほか)	3.36 ha	江口、西尾崎、立石
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	5.72 ha	主穀作 (水稻ほか)	6.22 ha	経田西町、天王
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	1.30 ha	主穀作 (水稻ほか)	2.30 ha	平伝寺
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.65 ha	主穀作 (水稻ほか)	1.65 ha	平伝寺
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.65 ha	主穀作 (水稻ほか)	1.65 ha	東町
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	2.11 ha	主穀作 (水稻ほか)	2.61 ha	立石
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	2.34 ha	主穀作 (水稻ほか)	2.67 ha	江口
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.49 ha	主穀作 (水稻ほか)	0.99 ha	経田西町
集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.55 ha	主穀作 (水稻ほか)	0.88 ha	持光寺、浜経田、天王
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.29 ha	主穀作 (水稻ほか)	0.79 ha	経田西町
計	15経営体	-	42.25 ha	-	49.58 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄については、プランの対象地域内における中心経営体の経営面積を記載します。